

(別紙)

○競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">水産業競争力強化緊急事業業務要領 (別添 7)</p> <p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>(事業実施者)</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、第1号から第3号のいずれかを満たす者とし、共同で使用する実態のある漁業用機器等(以下「機器等」という。)を導入しようとする事業実施者については、共同での実施を認めることとする。</p> <p>(1) 浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であって、かつ、基準年の漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)がその他の所得(個人経営の場合)又はその他の利益(法人経営の場合)を上回る者</p> <p>(2) 浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)に取り組む地域水産業再生委員会(以下「地域再生委員会」という。)が、令和3年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会(以下「調整協議会」という。)を設立した場合は、当該調整協議会に参画する地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、<u>浜の活力再生広域プラン</u>の策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5. 軽石による被害を回避するための海水こし器(以下「海水こし器」という。)を導入しようとする者については、1項(1)の適用については、浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であれば足りるとし、2項(1)から(3)まで及び3項の規定は適用しない。</u></p> <p>(助成対象機器等と助成対象経費)</p> <p>第2条</p> <p>1 助成対象機器等</p> <p>本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上する目標(KPI)の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとし、<u>海水こし器以外のものについては</u>1個人又は1法人当たり1機種1台(一式)までとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産性向上に資する機器等</p> <p>被代替機器等と比較し生産性の向上により目標(KPI)達成を目指す機器等<u>又は生</u></p>	<p style="text-align: center;">水産業競争力強化緊急事業業務要領 (別添 7)</p> <p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>(事業実施者)</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、第1号から第3号のいずれかを満たす者とし、共同で使用する実態のある漁業用機器等(以下「機器等」という。)を導入しようとする事業実施者については、共同での実施を認めることとする。</p> <p>(1) 浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であって、かつ、基準年の漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)がその他の所得(個人経営の場合)又はその他の利益(法人経営の場合)を上回る者</p> <p>(2) 浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)に取り組む地域水産業再生委員会(以下「地域再生委員会」という。)が、令和3年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会(以下「調整協議会」という。)を設立した場合は、当該調整協議会に参画する地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、<u>浜の活力再生広域</u>ランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 (新設)</u></p> <p>(助成対象機器等と助成対象経費)</p> <p>第2条</p> <p>1 助成対象機器等</p> <p>本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上する目標(KPI)の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人又は1法人当たり1機種1台(一式)までとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産性向上に資する機器等</p> <p>被代替機器等と比較し生産性の向上により目標(KPI)達成を目指す機器等。ただ</p>

(別紙)

産性の向上により目標(KPI)達成を目指す海水こし器。ただし、漁船用エンジン(船内機又は船外機)については、被代替機器等と比べ連続出力(kW)が原則120%以内とする。ただし、120%を超える場合には、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業漁業用機器等選定理由書」(別記様式第8-1号の別添1)を提出するものとする。

(3) (略)

2~4 (略)

第3条~第12条 (略)

別記様式第8-1号 (略)

別記様式第8-1号別添

事業実施者の概要と実施計画

1・2 (略)

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

	種 別	メーカー名	型式・機種等
・機器等を導入することにより得られる効果	被代替機器等		
	導入機器等		
・収益向上(KPI10%向上)の取組内容			
・業務要領第2条第1項の支援対象機器の中で該当する項目に☑を付して下さい。	(1) 省力・省コスト化に資する機器 □ア: 漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ: その他の機器		
	(2) 生産性向上に資する機器 □ア: 漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ: その他の機器 <u>□ウ: 海水こし器</u>		
	(3) 定置網漁業の操業体制の効率化に資する機器 □ 海上ブロードバンド用機器		

(注) (略)

し、漁船用エンジン(船内機又は船外機)については、被代替機器等と比べ連続出力(kW)が原則120%以内とする。ただし、120%を超える場合には、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業漁業用機器等選定理由書」(別記様式第8-1号の別添1)を提出するものとする。

(3) (略)

2~4 (略)

第3条~第12条 (略)

別記様式第8-1号 (略)

別記様式第8-1号別添

事業実施者の概要と実施計画

1・2 (略)

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

	種 別	メーカー名	型式・機種等
・機器等を導入することにより得られる効果	被代替機器等		
	導入機器等		
・収益向上(KPI10%向上)の取組内容			
・業務要領第2条第1項の支援対象機器の中で該当する項目に☑を付して下さい。	(1) 省力・省コスト化に資する機器 □ア: 漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ: その他の機器		
	(2) 生産性向上に資する機器 □ア: 漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ: その他の機器		
	(3) 定置網漁業の操業体制の効率化に資する機器 □ 海上ブロードバンド用機器		

(注) (略)

(別紙)

(3) (略)	(3) (略)
4 ~ 7 (略)	4 ~ 7 (略)

附 則 (令和3年12月8日)

1 この改正は、令和3年12月8日から実施する。